

◎公文書の管理に関する条例（条例第20号）

- 1 公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等及び法人文書の適正な管理並びに歴史公文書の適切な保存、利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義等について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 文書の作成について定めることとした。（第4条関係）
- 5 行政文書等の整理について定めることとした。（第5条関係）
- 6 ファイル等の保存について定めることとした。（第6条関係）
- 7 ファイル管理簿について定めることとした。（第7条関係）
- 8 保存期間が満了したファイル等に係る措置について定めることとした。（第8条関係）
- 9 行政文書等管理指針について定めることとした。（第9条関係）
- 10 行政文書等管理規程について定めることとした。（第10条関係）
- 11 法人文書の管理に関する原則について定めることとした。（第11条関係）
- 12 法人文書管理規程について定めることとした。（第12条関係）
- 13 歴史公文書の保存等について定めることとした。（第13条関係）
- 14 歴史公文書の利用請求権について定めることとした。（第14条関係）
- 15 利用請求の手続について定めることとした。（第15条関係）
- 16 利用請求に係る実施機関の責務等について定めることとした。（第16条関係）
- 17 本人情報の取扱いについて定めることとした。（第17条関係）
- 18 利用請求に対する措置について定めることとした。（第18条関係）
- 19 利用決定等の期限について定めることとした。（第19条関係）
- 20 利用決定等の期限の特例について定めることとした。（第20条関係）
- 21 事案の移送について定めることとした。（第21条関係）
- 22 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定めることとした。（第22条関係）
- 23 歴史公文書の利用の方法について定めることとした。（第23条関係）
- 24 費用負担について定めることとした。（第24条関係）
- 25 審理員の指名等の適用除外について定めることとした。（第25条関係）
- 26 岩手県公文書管理委員会への諮問等について定めることとした。（第26条関係）
- 27 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続について定めることとした。（第27条関係）
- 28 地方独立行政法人等に対する審査請求について定めることとした。（第28条関係）
- 29 歴史公文書の廃棄について定めることとした。（第29条関係）
- 30 歴史公文書の保存等に関する定めについて定めることとした。（第30条関係）
- 31 岩手県公文書管理委員会の設置等について定めることとした。（第31条～第44条関係）
- 32 管理状況等の公表について定めることとした。（第45条関係）
- 33 組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置について定めることとした。（第46条関係）
- 34 出資法人の文書管理について定めることとした。（第47条関係）
- 35 指定管理者の文書管理について定めることとした。（第48条関係）
- 36 この条例の規定の適用除外について定めることとした。（第49条関係）
- 37 この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定めることとした。（第50条関係）

38 罰則について定めることとした。(第51条関係)

39 施行期日等

- (1) この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。ただし、31(第36条から第42条関係までを除く。)、38及び(2)は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 準備行為について定めることとした。(附則第2項～第5項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第6項～第9項関係)
- (4) 情報公開条例の一部を改正することとした。(附則第10項関係)
- (5) 個人情報保護条例の一部を改正することとした。(附則第11項関係)

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、職員が退職の日後に事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないこととした。(第10条関係)
- 2 雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、地域延長給付に相当する失業者の退職手当を令和7年3月31日以前に退職した職員まで支給することができることとした。(附則第28項関係)
- 3 職業安定法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第10条関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(第10条、第14条、附則第28項関係)

5 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和4年10月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 国の例に準じて、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得の要件を緩和することとした。(第2条関係)
- 2 国の例に準じて、非常勤職員の子の1歳到達日後の育児休業の取得の要件を改めることとした。(第2条の3、第2条の4関係)
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、2回を超えて育児休業をすることができる特別の事情を定めることとした。(第3条関係)
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、2回の育児休業から除かれる育児休業に係る子の出生の日からの期間を57日間とすることとした。(第3条の2関係)
- 5 その他所要の整備をすることとした。(第2条の5、第3条、第11条関係)

6 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請及び変更認定申請について手数料を徴収することとした。(別表第7関係)
- 2 教育職員免許法等の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を廃止するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第8関係)
 - (1) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新申請手数料
 - (2) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長申請手数料
 - (3) 旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認等申請手数料
 - (4) 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習修了確認期限延期申請手数料
 - (5) 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習免除認定申請手数料

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、令和4年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の新設又は増設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定の期限を令和6年3月31日（現行令和4年3月31日）まで延長することとした。（第2条、第3条関係）
- 2 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の新設又は増設の期限を整備計画の認定を受けた日から3年（現行2年）に延長することとした。（第2条、第3条関係）
- 3 租税特別措置法及び法人税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 4 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行し、1は、令和4年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 不動産を取得し、登記の申請をした者に対し申告書の提出を求めることができることとする。こととした。（第59条関係）
- 2 不動産取得税の徴収猶予に係る申告書等の提出方法を改めることとした。（第55条、第63条、第65条関係）
- 3 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第56条、第59条、第60条、附則第18条関係）
- 4 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1、2及び3（第59条及び第60条関係に限る。）は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）

◎岩手県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員を増員することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第4条関係）
- 2 ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第6条、第8条関係）
- 3 ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第11条関係）
- 4 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎県立野球場条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 県立野球場の名称を改めることとした。（第2条関係）
- 2 野球場の管理に関する事務を盛岡市に委託することについて定めることとした。（第3条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第2条の2、第2条の3、第3条の2～第10条、別表第1、別表第2関係）
- 4 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和9年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）